

ト占用龜骨の貢納制概略（下）

—殷代武丁期の特殊記事刻辭を中心として—

末次信行

キーワード 貢納、占い、殷代

二、骨材の貢納

ト占用龜骨の貢納制概略（上下）目次

一、骨材の貢納

- (一) 「入」龜者
- (二) 「氏」龜者
- (三) 「取」龜者
- (四) 「來」龜者
- (五) 「示」者
- (六) その他

七、貢納骨材の品質検査と數量調整

八、貢納中繼地、および貢納用語との關連について

（九）小結

《以上、前號》

二、骨材の貢納

- (一) 「示」者・「乞」者・「乞示」者

(二) 「示」者・「乞（示）」者などを介して貢納する者

(三) 建造物からの「貢納」

(四) 歷組の「特殊記事刻辭」

(五) 小結

三、署名者

四、おわりに

骨材の貢納記事は「骨臼刻辭」と「骨面刻辭」にみられる。骨材の場合、貢納用語の「入」「氏」「取」などが用いられないことは、すでに指摘されている。

ただ、「來」字は骨面に「2983井₂₈₅₉來（甲一九一）」の一例があるとされ、

「文字集」（記事刻辭にみえる固有名關連文字集）の略稱170でも取りあげた。

屈萬里氏も記事刻辭とし「此骨乃₂₈₅₉井所獻來也」とある。¹⁷¹ところが、張秉權氏

は、「2859井來」の文言は「正面ト辭」すなわち「〔丙〕子ト曳〈以下缺落〉」¹⁷²（甲

二九一）と連續しており、記事刻辭とは確定しがたい、とする。¹⁷³骨面の

「來」字のみえるものには、他に「2859安₀₄₂₅來（合集一〇七五反）」と「2859安₀₄₂₅來（合

集四四五二反＝珠四反）」と「2830安₀₈₃₁來癸酉（合集一三〇三反＝珠四反）」¹⁷⁴の

三例があり、すでに「文字集」20と57すでに記事刻辭として指摘しておいた。

しかしながら、骨材の「來」による貢納例が極めて少ないと、ならびに張秉

權説を援用して、正面ト辭との關連のものとも解せられることなどから、現在

のところ記事刻辭とは決定しがたい。今後の課題としたい。

また、「入」骨の例として「3198丁丑₃₁₉₈庚入七（合集一〇六四六＝甲一三三）」¹⁷⁵を、「骨面刻辭」として「文字集」¹⁷⁶で取りあげた。屈萬里氏は「記事之辭」¹⁷⁷とし分期は第一期とする。「記事之辭」とするだけで「入」骨の貢納例とはしていない。「文字集」では「入七」を骨七本の納入と理解したが、その可能性はあるものの、他例の無い現状からは棚上げせざるをえない。また、「合集」は「第一期附甲類」に分期分類し、『（小屯）遺址的發現與發掘・丁編』（甲骨坑

層之一」は「横十三丙北支」坑出土で、第四期に分期する。^(註7)つまり、この刻辭は陳夢家氏のいわゆる「王室正統」ではない武丁期ト辭に該當する。「王室」以外のト占機關への納入の可能性もあり、この「入」骨とした刻辭についても、再考の必要があると考へる。^(註8)

さて、以上を前置きとして、ここから本論に入る。

骨材貢納の制度は、龜材に比して整備されているらしく、骨臼ならびに骨面に刻まれた貢納記事には日付や署名の入っている例が多い。基本的に、骨材は「乞」者あるいは「示」者が直接、ト府に納入する形が明確に知られる。

「乞」者とは徵收者（もしくは收集者）であり、「示」者はト占用として適切なものを納入する役目を負った者である。「示」者が單獨で貢納する場合、すなわち自前の骨材を自ら選別することが多い。自前ではなく、他者から徵收（もしくは收集）する場合、「示」者が「乞」者を兼務することになる。

刻辭例では「A示」の形での貢納が最も多い。また、被「乞」者の見える刻辭には、「乞」者あるいは「乞示」者が明示される例が多い。この點、龜材貢納にみられた、「乞」者不明が多いという状況とは異なっている。

これら骨材貢納者について、（一）として「示」者・「乞」者・「乞示」者を取りあげ、ついで（二）として「示」者・「乞」者などを介して貢納する者、すなわち被徵收者を取りあげたい。

（一）「示」者・「乞」者・「乞示」者

骨材に「示」あるいは「乞」、もしくは「乞示」と刻まれて貢納する者は、つぎの八一者である。

「允₀₀₁₈（乞）」「羌₀₀₆₄立₀₂₁₃（示）」「羌₀₀₆₄目₀₆₀₁（示）」「羌₀₀₆₄宮₂₀₃₈（示）」「羌₀₀₆₄後₂₂₉₁（示）」「羌₀₀₆₄囊₃₁₈₇（示）」「保₀₈₅（示）」「居₀₀₈₈（示）」「邑₀₃₀₅（示・乞）」「女₀₄₂₂（示）」「娶₀₄₂₅（示・乞）」「姉₀₄₂₆（示）」「安₀₄₅₂（示）」「姪₀₄₇₆（示）」「子₀₅₈₀（示）」「子₀₅₈₀央₀₂₀₉（示）」「見₀₆₂₅（複數例）（示）」「^𠂇₀₇₅₇（示）」「^𠂇₀₈₃₀（示）」「^𠂇₀₈₃₁（示）」「^𠂇₁₁₈₈（示）」「^𠂇₁₂₈₇（示）」「利₁₄₈₆（示）」「犬₁₅₈₅（複數例）」「^𠂇₁₇₃₂（示）」「^𠂇₁₇₃₂（示）」「^𠂇₁₈₇₅（示）」「^𠂇₁₉₂₂（示・乞・乞示）」「^𠂇₂₁₂₀（示）」「^𠂇₂₁₈₀（示）」「^𠂇₂₂₂₁（示）」「^𠂇₂₂₉₂（示・乞示）」「^𠂇₂₅₁₀（示）」「^𠂇₂₇₁₆（示）」「^𠂇₂₇₃₇（示）」「^𠂇₂₈₂₅（複數例）（示）」「^𠂇₂₈₆₄（示）」「^𠂇₂₉₃₂（示）」「^𠂇₂₉₃₃（示）」

「示」者・「乞」者・「乞示」者は、すでに指摘しているように、「ト府」に直接出入り可能な者である。王朝における身分の高い者、あるいはト占といふ神聖政治に深く關與する「勢力」を有する者たちである。「示」者で、この最高位にあるのは「王」である。具體的には「^𠂇己王₃₂₄₆」「^𠂇示設₂₈₆₄」「^𠂇二屯叡₂₉₈₄」「^𠂇合集八七九七反」₂₉₈₅）とみえる。この刻辭は、「^𠂇己」の日に「王」が骨材二對を、ト占用にと「^𠂇設」に指示し、指示を受けた「^𠂇設」が、ト府を持って行き、「^𠂇設」が受納し、署名したことを記す。

この「王」を頂點として、占いに直接かかわる貞人、「子」や「^𠂇」の身分にある者、「保」や「小臣」の官職にある者がいる。そして、「羌」や「邑（小邑）」や「^𠂇」は固有名詞ではなく、集合名詞らしく、ト占による神聖政治に

たいする、一定の勢力と見做される。

この觀點から、これら「示・乞」者を整理すると次のようになる。

《神聖政治勢力の頂點としての「王」》

「王³²⁴⁶」の例は右に取りあげた「合集八七九七反」の一例のみで、「王³²⁴⁶示」としてみえる。

《貞人もしくは貞人に近い神聖政治勢力として中権にある者》

貞人としての立場（あるいは身分・役職）としてもみえる者には、次の例がある。ただし、納入した時點で貞人であったか否かは、ト辭内容との詳細な比較検討を要するので後考に俟ちたい。

「邑³⁰⁵」の場合、「邑³⁰⁵示」「邑³⁰⁵乞自B」をしてみえる。第一期の貞人例がある。^[註13]「邑」の性格については、先に述べたように、單なる固有名とは解せられない。^[註14]集合名詞の可能性があり、ここでは、「邑」の中の一邑が貞人の役割を擔つたと解しておく（後述の《一定の政治勢力を有する者》参照）。龜材貢納者（「氏」）龜者・龜「示」者）である。

「犬¹⁵⁵」の場合、「A¹⁵⁵示」の形、具體的には「大見⁰⁶²⁶革²⁸²⁵示」としてみえ、複數の「示」者^[註14]としてみえる。第二期の貞人例がある。龜材貢納者（龜「示」者）である。「犬」は「犬侯」の例（合集六八一二正など）もある。なお、「犬」には狩獵を司る官名としてもみえるが、ここでの關連は薄いと推定される。

「匁¹⁹²²」の場合、「匁¹⁹²²示」「匁¹⁹²²自B：匁¹⁹²²示」「匁¹⁹²²乞自B」「匁¹⁹²²自匁B」としてみえる。第一期の貞人例がある。龜材貢納者（「入」龜者・「氏」）龜者・「來」龜者）でもあり、中繼地（不詳）を経ることもあったらしい（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。「方」國としてもみえる（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「設²⁸⁶⁴」の場合、「設²⁸⁶⁴乞自B」としてみえる。第一期の代表的貞人である。龜材貢納者（被徵收者）もある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「中²⁹²⁴」^[註16]「²⁹²⁵」の場合、「中²⁹²⁴示」としてみえる。貞人例は第一期説と第二期説に分かれ^[註17]。龜材貢納者（龜「示」者）もある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。出土銅器の銘文に「中」がみえる。また、後述するように「小臣中」

とあり「小臣」の立場でもみえる。

「古²⁹³²」の場合、「古²⁹³²示」としてみえる。第一期の貞人例がある。龜材貢納者（「氏」）龜者・被徵收者）もある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「史²⁹³³」の場合、「史²⁹³³示」としてみえる。第一期の貞人例がある。龜材の貢納では仲介者と解せられる刻辭がある。^[註18]

その他に「羌」や「弔」や「小臣」が冠せられた者のうち、固有名が貞人としてみえる例がある。

「羌⁰⁰⁶⁴立⁰²¹³」の場合、「羌⁰⁰⁶⁴立⁰²¹³示」としてみえる。固有名である「立」には貞人例があり、第五期説とされる。^[註19]

「弔²⁹⁸³喜²⁷⁹⁹」^[註20]の場合、「弔喜²⁷⁹⁹示」としてみえる。固有名である「喜」は第二期の貞人例がある。^[註21]

「弔²⁹⁸³竹³⁰⁹⁷」^[註22]の場合、「弔竹³⁰⁹⁷示」としてみえる。固有名である「竹」には貞人例があり、第一・二期説と第二期説がある。^[註23]

「小³⁸²⁹臣⁰⁶⁵¹中²⁹²⁵」^[註24]の場合、「乞自B：小臣中²⁹²⁵示」としてみえる。貞人「中」はすでに取りあげた。龜材の貢納は、「小臣」としてはみられない。

以上を要するに、ト占材料貢納時期、すなわち特殊記事刻辭のみえる武丁期の貞人としては、「邑⁰³⁰⁵」「匁¹⁹²²」「設²⁸⁶⁴」「古²⁹³²」「史²⁹³³」があり、一説に武丁期とされるものに「中²⁹²⁴」^[註25]「喜²⁷⁹⁹」「竹³⁰⁹⁷」「立⁰²¹³」があるということになる。

《「子⁰⁵⁸⁰」の立場（あるいは身分）として神聖政治勢力を有する者》^[註26]「子」の意味については諸説があるが、ここでは「子⁰⁵⁸⁰某」の形でみえるものを對象とし、これについて、張秉權説、すなわち一種の「親屬的身分」であり、一種の「爵位的名稱」でもあるとの説にしたがつておく。

「子⁰⁵⁸⁰」を冠したものには、次の例がある。

「子⁰⁵⁸⁰□」の場合、「子⁰⁵⁸⁰□示」としてみえる。

「子⁰⁵⁸⁰央⁰²⁰⁹」の場合、「子⁰⁵⁸⁰央⁰²⁰⁹示」としてみえる。「子⁰⁵⁸⁰央」は武丁の王子とされるが、丁山説は小乙の子で武丁と同じ輩行とする。^[註27]龜材貢納者（龜「示」者）もある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

『「**帝2983**」の立場（あるいは身分）として神聖政治勢力を有する者』

「**帝2983某**」の形のものについて、『甲骨學一百年』には「第（一）類婦（**帝2983某**）の類・筆者注）以王婦或王之兄弟・子輩之婦爲主。在（一）類婦名中、有不少是諸侯、方國及貴族所有的地名、島邦男統計、地名為”**帝某**”名者、約占他統計的80位帝名的1/4。如婦周・婦井・婦沚・婦杞等、皆是以方國・諸侯爲名。這些女子應來自該國、她們來嫁于商、顯然帶有政治聯姻的性質、《禮記・郊特牲》“娶于異姓、所以附遠厚別也”即此。爲的是擴大國家的統治基礎」とある。「**帝2983**」の冠せられた者は「王」の婦人、あるいは「王」の兄弟の婦人もしくは子供の婦人を主として意味するとし、彼女たちは「方國・諸侯」から來嫁したもので、政略的意味があるとする。^{〔註29〕}とすれば、「王」に極めて近い存在であり、またト辭例から政治上・軍事上、きわめて重要な地位にあつたことは明白である。

「**帝2983**」を冠したものには、次の例がある。

「**帝2983**・**帝2983□**」は「**帝示**」「**帝□示**」としてみえる。固有名を記さない場合と固有名を判讀できないものについて取りあげた。龜材貢納者（龜「示」者・被徵收・調整者）にもみえる（前號・第一節「龜材の貢納」參照）。

「**帝2983女0422**」の場合、「**帝女示**」としてみえる。固有名である「女」も骨材貢納者で「**女示**」としてみえる。また侯家莊西北岡東區六組一七九五號墓出土の爵形器に「女」の銘がみえる。^{〔註30〕}なお、「女入（乙一三六三）」として龜版の反面にみえ甲橋刻辭の可能性があるが、拓本からは確定できない。鍾柏生氏は「女入」を史料として地名とし、「方位・地望今不詳」とする。^{〔註31〕}

「**帝2983晏0425**」の場合、「**帝晏示**」や「**帝晏示：自B乞**」としてみえる。龜材貢納者（龜「示」者）である「晏」も「晏示」や「晏乞于B」あるいは「晏：自B乞」としてみえる。董作賓氏は鄆國を指し、金文例から後の燕國で、『春秋左氏傳』昭公九年から燕は現在の河北省易州一帯とする。^{〔註32〕}

「**帝2983姪0426**」の場合、「**帝姪示**」としてみえる。固有名である「姪」も「姪示」としてみえる。また、屈萬里氏は「姪」は「**何0556**」に通じるとし、第三期の貞人名とする。^{〔註33〕}「**帝2983安0452**」の場合、「**帝安示**」としてみえる。固有名である「安」も「安示」としてみえる。

「**帝2983貞0714**」の場合、「**帝貞示**」としてみえる。固有名である「貞」の銘文のある青銅器が出土している。出土地は河南省羅山縣天湖村の殷代墓地で、うち九基の墓から、二六件の銅器に「貞」の銘文がみられ、報告者は「息」に釋

「**帝2983婦0453**」の場合、「**帝婦示**」としてみえる。「婦」の字形が「**安0452**」に

「**帝**」の加えられた形であるので、一應別字として扱っている。^{〔註34〕}しかし、同字説があり、これに従って、刻辭例を検討すると「**甲子帝婦0453示四屯小収中**（合集一七五一〇臼）」と「**乙丑帝安0452示一屯小収中**（合集一七五〇八臼）」という類似のものがある。「**甲子**」「**乙丑**」と連日の入貢であること、しかも連名の署名者が共通して「**小収中**」であることから、「**帝婦0453**」と「**帝安0452**」は同一人である可能性が高い。

「**帝2983妹0462**」の場合、「**帝妹示**」としてみえる。固有名「妹」について、董

作賓氏は沫とも作るとし、朝歌のこととする。^{〔註35〕}白川靜氏は『詩經』の「**桑中**」の「沫之鄉矣」に當たるとし、衛の邑とし、あるいは殷の畿内の地とする。^{〔註36〕}「**帝2983姪0476**」の場合、「**帝姪示**」としてみえる。龜材貢納者（「來」龜者）でもある（前號・第一節「龜材の貢納」參照）。固有名である「姪」も「姪示」としてみえる。

「**帝2983姪0489**」の場合、「**帝姪示**」としてみえる。「續四・三三一・一」に「**子姪**」がみえる。

「**帝2983嬪0501**」の場合、「**帝嬪示**」あるいは「**自宜0502：帝嬪示**」としてみえる。

「**宜**」は建築物らしい（次項ならびに前號・第一節「龜材の貢納」參照）。

「**帝2983汝0516**」の場合、「**帝汝示**」としてみえる。固有名「汝」について、董作賓氏は汝水の傍らの地名か國族名とし、汝水は河南省嵩縣の西南より流れるとする。^{〔註38〕}

「**帝2983姫0517**」の場合、「**帝姫示**」としてみえる。字形から「**汝0516**」と「**姫0517**」を一應別字としたが、董作賓氏は同じ字とし、汝水の汝とする。^{〔註39〕}

「**帝2983姪0518**」の場合、「**帝姪示**」としてみえる。龜材貢納者でもある（前號・第一節「龜材の貢納」參照）。固有名である「姪」は「王族ト辭」にみえるとされる。^{〔註40〕}

「**帝2983娘0521**」の場合、「**帝娘示**」としてみえる。龜材貢納者（龜「示」者）でもある（前號・第一節「龜材の貢納」參照）。

「**帝2983桓0657**」の場合、「**帝桓示**」としてみえる。

「**帝2983貞0714**」の場合、「**帝貞示**」としてみえる。固有名である「貞」の銘文のある青銅器が出土している。出土地は河南省羅山縣天湖村の殷代墓地で、うち九基の墓から、二六件の銅器に「貞」の銘文がみられ、報告者は「息」に釋

文し、また、當該刻辭を引用し、「息族是商王朝的異姓方國、與商王通婚、双方關係是相當密接的」と理解する。^(註41)

「**弔杞**」¹⁴²¹の場合、「**弔杞示**」としてみえる。「**杞**」¹⁴¹⁸と同字説があるが、^(註42)今後に検討したい。

「**弔利**」¹⁴⁸⁶の場合、「**弔利示**」としてみえる。固有名である「利」も「利示」としてみえる。「利」について、丁山氏は『尚書』西伯戡黎の黎國とし王都に近いとする。^(註43)また、第三期の田獵地としてみえる（合集二七一四六）。

「**弔羊**」¹⁵⁶¹の場合、「**弔羊示**」としてみえる。龜材貢納者（來（仲介）^(註44)）で、「雀」¹⁷⁹⁰や「般」³¹²⁹の貢納の仲介者としてみえた（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「**弔龍**」¹⁸²⁷の場合、「**弔龍示**」としてみえる。固有名は龜材貢納者（「取」^(註45)龜者）でもあり、「方」國名でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「**弔龔**」¹⁸²⁸の場合、「**弔龔示**」としてみえる。「龔」という人名もしくは國族名として、王朝の「令」を受ける立場としてのト辭（合集六五一八）や「王」との關連が知られる。ト辭（合集七三五正）、ト占地點や農業關係でもみられる。^(註46)

「**弔龐**」¹⁸²⁹の場合、「**弔龐示**」としてみえる。固有名は龜材貢納者（龜者）でもあり、「方」國名でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。^(註47)「王」あるいは「**弔好**」「師般」「多射」などと同じト辭上にみえ、軍隊に關する内容らしきト辭があり、また受年地もある。

「**弔寶**」¹⁹²⁴の場合、「**弔寶示**」としてみえる。

「**弔宅**」²⁰⁶²の場合、「**弔宅示**」としてみえる。

「**弔賓**」²⁰⁶⁶の場合、「**弔賓示**」としてみえる。固有名の「賓」²⁰⁶⁶關係として、「子賓」²⁰⁶⁶のみえるト辭例（合集一三八九〇）がある。ただ、この字形には異體字が多く、『類纂』には一〇種類掲げられている。また、「**賓**」²⁰⁶⁵の「賓」とも同一字とする説もみられ、今後の研究の進展によっては變更の可能性もある。

「**弔繇**」²⁵¹⁰の場合、「**弔繇示**」としてみえる。固有名である「繇」も「繇示」としてみえる。また龜材貢納者（龜「示」者）もある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。第五期ト辭である「合集三六七五一」などに「繇」²⁵¹¹がト占地點の例があり、董作賓氏は帝辛十一年四月の人方征伐の歸路途上の地點と

島邦男氏は「東南地域の地名」として指摘し、「殷都安陽と商邑間の往還途上」にある地名で「商邑の郊にある繇」とし、陳夢家氏は「繇」を「意」に釋文し、「商孝之鄙」に在るとする。^(註48)

「**弔辛**」²⁵¹¹の場合、「**弔辛示**」としてみえる。^(註49)

「**弔喜**」²⁷⁹⁹の場合、「**弔喜示**」としてみえる。先述のように、固有名である「喜」は貞人との説がある（《貞人もしくは貞人に近い神聖政治勢力として中樞にある者》の項参照）。固有名は龜材貢納者（入・龜者・龜「示」者）でもあり、「侯喜」ともみえる（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。「戊子ト王在師喜ト（合集一四三三六）」とあり、「喜」は「王」の軍隊が駐留し、くわえてト占地でもあった。「方國名」とする説もある。^(註50)

「**弔豐**」²⁸⁰⁷の場合、「**弔豐示**」としてみえる。固有名は龜材貢納者（龜「示」者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。「合集六〇六八正」のト辭に「我奠豐」が「苦」⁰⁷³⁸方の征伐對象としてみえる。^(註51)

「**弔井**」²⁸⁵⁹の場合、「**弔井示**」「**弔井乞自**」^(B)を征伐するト辭（合集六五八五正）などもみえる。龜材貢納者（龜「示」者・被徵收・調整者）もあり（前號・第一節「龜材の貢納」参照）、「龍方」を征伐するト辭（合集六五八五正）などもみられる。固有名である「井」も「井示」としてみえ、龜材貢納者（龜「示」者）であり、「方」國名でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「**弔竹**」³⁰⁹⁷の場合、「**弔竹示**」としてみえる。先述したように、固有名である「竹」はト官としてみえ（合集三三八〇五=錄五九）、また貞人との説がある。^(註52)

「**弔良**」³²⁹⁹の場合、「**弔良示**」としてみえる。固有名の「良」は「丁巳」ト行貞王田亡災在良（前一・二一・三一）とあり田獵地でもある。

「**弔ハ**」³³⁰⁰の場合、「**弔ハ示**」としてみえる。固有名は第二期の「王」の行幸地としてみえる。^(註53)

以上、「**弔某**」の例は多く三三例みえ、「弔」の冠せられない、固有名の者も五例ある。「方國・諸侯」を背骨（バックボーン）とする「弔某」が、「示・乞」者として多大な役割を擔っているということになる。

《官職名の冠せられた者》

「小臣某」

「小臣」はト辭にみえるやや高位にある官名で、王命を受け征伐などを^(註57)行い、ここに見られるように、ト事關係の役目を負う。

「小臣」の場合は、「小臣从示」としてみえる。固有名である「从」には甲尾刻辭にみえる「入」者とする説があるが、拙論では「弱」^(註58)とし、「从」に釋文しなかった。

「小臣聞」の場合は、「乞自B…小臣聞」としてみえる。

「小臣中」^(註59)の場合は、「乞自B…小臣中示」としてみえる。固有名としての「中」は「中示」としてみえ、龜材貢納者（龜「示」者）でもあり（前號・第一節「龜材の貢納」参照）、貞人例がある（既出）。

「保某」

「保」については、官名説があり、ここでは「小臣某」と同様の形とみて、官名説にしたがっておく。

「保」^(註60)

以上、官職名の冠せられた者には「小臣」と「保」があり、「小臣某」が三例、「保某」が一例みられた。

《一定の政治勢力を有する者》

「羌某」

「羌」について、いわゆる羌方は「萬三千人」の軍隊を差し向けるほどの敵國としてもみえ、各種の羌があり、複雜である。^(註61)陳夢家氏は夏后氏と同族である姓に關係あるとする。^(註62)また、呉澤説は「羌龍」「羌衛」を指して「羌方の君長の名」とし、また、白川靜氏は「骨臼刻辭には…羌某」と稱するものがある。

「殷の聖職」だとすれば、相應の官名が與えられるであろうし、さらに、ここの「羌某」は、遠方の想定される龜材の貢納例が現在のところ見えず、骨材貢納の「示」者としては、「王」をはじめ貞人や官職にある者、あるいは「子」や「弔」の身分の者が多數を占めるところから、羌方の「羌」としては即斷しがたい。そこで、「文字集」²では「羌」は身分もしくは立場を示すらしいとした。どのような立場であったかについては、今後の課題としたい。

「羌立」^(註63)の場合、「羌立示」としてみえる。固有名である「立」には人例がある（既出）。

「羌目」^(註64)の場合は、「羌目示」としてみえる。固有名である「目」には「子目」の例、「小目」の例があり、「目」として「方」國名や、田獵地（第二期以降）としてみえる。^(註65)鍾柏生氏は「殼」^(註66)に近い地方として、「目」を河南孝城附近とする。

「羌宮」^(註67)の場合は、「羌宮示」としてみえる。固有名「宮」は田獵地（第二期以降）でもある。^(註68)なお「宮」には地名以外に、室の意味があり「王」の居住する處とされる。

「羌後」^(註69)の場合は、「羌後示」としてみえる。固有名である「後」の場合、「後示」あるいは「乞自B…後示」としてみえる。

「羌橐」^(註70)の場合は、「羌橐示」としてみえる。固有名である「橐」は龜材貢納者（被徵收者）であり、また「橐廬」^(註71)は中繼地としてみえる（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「邑」と「奠」

「邑」の性格については、單なる固有名とは解せられない。^(註72)集合名詞の可能性があり、「文字集」¹³では「小邑」が「邑」との差別化を示す概念とすれば、『邑』自體は固有名ではなく、何らかの立場をひとくくりする概念らしい」とした。また、「奠」についても、龜材の貢納の考察のみからすれば、單一の固有名ではなく多種あつたらしく、貢納する際に經過する中繼地も一箇所ではなく、數箇所みられるところから、集合名詞的要素があるらしい。

ちなみに、董作賓氏は族名の「奠」以外に、「我奠」の「奠」は、「郊外之甸」の「甸」の假借とし、王畿や各族それぞれの支配地の郊外を指すとした。^(註73)また陳夢家氏は、「奠」は「殷王國範囲」の内にあり、「郊甸（都に近い田舎）」の「甸」、すなわち「甸」という區域を指すとし、後世の『周禮』などの文献や周の金文例を検討し、いわゆる五服を想定するとともに、「師晨鼎」に見える「邑人」と「奠人」とを取り上げ、「邑」と「奠」は「國」と「郊」あるいは「都」と「鄙」の對立關係に同じとする。^(註74)この陳説を受けた張亞初説によれば、後世の「奠人」の例から、「奠」は區域名であると同時に官職名であつたことがわかる。^(註75)とすれば、ト辭にみえる「邑」ならびに「奠」は區域を意味する可能性もある。

しかし、他方で白川靜氏は「鄭は鄭州を中心とする一帯に據有した雄族」とし、陳夢家「甸服」説を批判し、族名地名として解すべきとする。^(註76)鍾柏生説も

「鄭」^(註15)は氏族名で、族群分支が多く、考古學的にも河南鄭州一帯が久居の土地とする。

いづれが妥當か現在の時點では判断する力量がないが、ト占材料の貢納者としての「邑」と「奠」の考察から、ともに單一の固有名というより集合名詞的な意味があり、「邑」あるいは「奠」という立場といった程度の意味に解しておく。なお距離的には、「邑」が王都により近く、「奠」がより遠いらしい。

そこで一應、「邑」^(註16)の場合、「邑」の中の一邑が貢納したと理解しておく。「邑示」、「邑乞自B」^(註17)としてみえる。第一期の貞人例があるが（既出）、この場合も、「邑」の中の一邑が貞人の役割を擔ったと解しておく。龜材貢納者（「氏」龜者・龜者・龜「示」者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「奠」^(註18)の場合、右の考察にしたがい「奠」の立場にある一者を指すと理解しておく。「奠示」としてみえる。龜材貢納者（「入」龜者・「取」龜者・「來」龜者）でもあり、納入する場合（來・取）、中繼地（「襄」^(註19)」「庚」^(註20)」「寧」^(註21)）を経ることがあり、また、受年地や田獵地としてもみえる（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。なお、「奠」^(註22)を區域もしくは官職名ではなく、地名と考えた場合、一所ではなく、多所にわたることになる。

以上、一定の身分か立場を表す者、あるいは集合名詞的に用いられ一定の政治勢力を有する者について取りあげた。「羌某」は五例、このうち固有名としては貞人名や田獵地名としてみられる。他に「邑」「小邑」「奠」を取りあげた。

「邑」には貞人例、「奠」には受年や田獵の地名としてみられた。このように、「王」を頂點として諸「弔」や諸「子」や「小臣」や「保」など、「王」に近い立場の者たちや一定の政治勢力を有する者が、骨材貢納に携わっていることが知られる。

これら以外の者には、次の者がある。

「允」^(註23)の場合、「允乞自B」としてみえる。被徵收による貢納例もある（次項（二）参照）。「乙丑ト王在師允ト」（合集四一〇七一＝南師一・一八九）とのト辭があり、軍隊駐留地であり、ト占地點でもあった。

「居」^(註24)の場合、「居示」としてみえる。ト辭（合集一〇一六一甲三三三三）に「侯居」とあり「侯」の身分であった。
「蛇」^(註25)の場合、「蛇示」としてみえる。
〔見0625〕の場合、「A示」の形、具體的には「犬」^(註26)見「肇」^(註27)示」とあり、複数の「示」者としてみえる。

ト占用龜骨の貢納制概略（下）

數の「示」者の一者としてみえる。龜材貢納者（「入」龜者・「氏」龜者・被調整者）であり、「廳」^(註28)（建造物）に「入」龜する例がみられ、また「方」國の例もある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「ゾ」^(註29)「示」の場合、「ゾ示」としてみえる。龜材貢納者（「氏」龜者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「ゾ」^(註30)「示」の場合、「ゾ示」としてみえる。龜材貢納者（龜「示」者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「重」^(註31)「示」の場合、「重示」としてみえる。龜材貢納者（龜「示」者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。
「重」^(註32)の位置について、丁山氏は「重」は「孟」の通假字とし、春秋衛國の歛孟とする。また、被徵收による貢納もある（次項（二）参照）。

「陝」^(註33)の場合、「陝示」としてみえる。龜材貢納者（「入」龜者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。「陝」の字形には異體字が多い（註34）。
「陹」^(註35)の場合、「陹示」としてみえる。龜材貢納者（「入」龜者・「取」龜者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「龜」^(註36)の場合、「龜示」としてみえる。龜材貢納者（龜「示」者）である（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「廩」^(註37)の場合、「廩示」としてみえる。「□已」ト爭貞令王族从廩蜀^(註38)叶王事：六（懷七一）とのト辭があり、「廩」は「王族」とともに行動している。田獵地（第四期）としてみえる。

「雍」^(註39)の場合、「雍示」としてみえる。異體字があり、それには受年地もみられる。

「弔」^(註40)の場合、「弔示」としてみえる。

「壺」^(註41)の場合、「壺示」としてみえる。
「壺」^(註42)の場合、「壺示」としてみえる。
「壺」^(註43)の場合、「壺示」としてみえる。
「壺」^(註44)の場合、「壺示」としてみえる。
「壺」^(註45)の場合、「壺示」としてみえる。

「畫」^(註46)の場合、「畫示」としてみえる。龜材貢納者（「入」龜者・「來」龜者）でもあり、納入する場合（入・來）、中繼地（「敦」^(註47)」「高」^(註48)）を経ることがあり、また、受年地としてもみえ、「子畫」という立場もみえる（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「作³²²⁷」の場合、「乞自B…作」あるいは「乞自B…作示」としてみえる。

以上、「示・乞」者について、ト占による神聖政治にたいする、一定の勢力のある者との觀點から整理した。「王」や貞人が占いに直接かかわり、「ト府」に入りする立場もしくはこれに準ずる立場として、「示・乞」者としての役割を擔ったことは、自然なことであり、重視すべき點ではある。また、王朝の高位にある「子某」や「販某」や「侯某」、少數であるが、高官にある「小臣某」や「保某」、および一定の政治勢力を有する者が、骨材の貢納に攜わっていることが知られた。

(1) 「示」者・「乞(示)」者などを介して貢納する者

「乞(示)」者によって徵收もしくは收集、あるいは「示」者の仲介によって、骨材を貢納する者は、つぎの一二者である。なお「自」の文脈のみから知られる貢納者は、「乞」字などの缺落か省略した例として、ここに含んでおく。

「允⁰⁰¹⁸」「匿⁰⁶⁵²」「缶⁰⁷³⁰」「岳⁰⁷⁵⁶」「⁰⁷⁵⁷」「¹¹⁸⁸」「¹⁷³⁵」「宜²⁰⁵²」「新²⁵²⁸束²⁵⁷¹」「古²⁹³²」「²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」「³³⁰⁸」

各々について、つぎに略述したい。

「允⁰⁰¹⁸」の場合、「…允…A示」としてみえる。「乞」者の立場もあり、軍隊駐留地であり、ト占地點でもあった(既出)。

「匿⁰⁶⁵²」の場合、「A示…自匿乞」「A示…白匿」「白乞匿…A示」「A…自匿乞」「A乞白匿」「乞白匿」「A乞于匿」「白匿」などとしてみえる。龜材貢納者は、「入」龜者・被徵收者)である(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。また、「A示…白匿乞」「A示…白匿」「白乞匿…A示」「A…自匿乞」(入)龜者・被徵收者)である(前號・第一節「龜材の貢納」參照)。ト辭(合集四三〇〇正)に「方匿」がみえ、「方」が前にあり通例とは異なるが、「方」國であった可能性がある。

「缶⁰⁷³⁰」の場合、「乞自缶…A示」としてみえる。龜材貢納者(「缶乞」あるいは「缶」のみでみえる)である(前號・第一節「龜材の貢納」³⁴⁸⁵參照)。「缶」には、「小臣缶」との銘文があり、帝乙帝辛時代とされる。陳夢家氏は「缶」は「匱」に同じとし、武丁時代の「晉南諸國」の一つとし、『水經注』河水注卷四にみえる陶城で現在の山西省永濟縣とする。³⁴⁸⁶「⁰⁷³⁶」の場合、「乞自匱」「A示…自匱乞」「乞自匱…A」「乞自匱…A示」などとしてみえる。³⁴⁸⁷

「⁰⁷⁵⁷」の場合、「乞自B」をしてみえる。「示」者の立場もあった(既出)。龜材貢納者(「氏」龜者)もある(前號・第一節「龜材の貢納」參照)。

「¹¹⁸⁸」の場合、「乞自雪…A示」「乞自雪」「A乞自雪」「乞自雪…A」としてみえる。「示」者もある(前項參照)。龜材貢納者もある。³⁴⁸⁸

「¹⁷³⁵」の場合、「乞自³⁴⁸⁹」としてみえる。「³⁴⁹⁰」の地名について、丁山氏は「集」³⁴⁹¹に釋文し、殷周交替期の「殷商勤王之師」の一つとする。龜材貢納者もある。³⁴⁹²

「宜²⁰⁵²」の場合、「自宜日付A示」としてみえ、胡厚宣説は貢納者とするが、³⁴⁹³字形や他のト辭、また文脈から建築物とした。これについては後述したい。

「新²⁵²⁸束²⁵⁷¹」の場合、「自新束乞」「乞自新束」「A示…自新束乞」などとしてみえる。

「古²⁹³²」の場合、「A示…自古乞」としてみえる。「示」者、署名者もある。龜材貢納者(「氏」龜者・被徵收者)もある(前號・第一節「龜材の貢納」³⁴⁹⁴参照)。また、第一期の貞人例がある(既出)。

「²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」の場合、「自²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」としてみえる。「示」者・「乞」者・「乞示」者もある(既出)。龜材貢納者(龜「示」者・被徵收者・調整者)もある(前號・第一節「龜材の貢納」³⁴⁹⁵参照)。

「³³⁰⁸」の場合、「乞…自³⁴⁹⁶」「自³⁴⁹⁷」などとしてみえる。刻辭の形式からは貢納者との判斷もできるが、「³⁴⁹⁸」の省略形とも解せられ、すでに場所あるいは建造物の可能性を指摘しておいた(前號・第一節「龜材の貢納」の「(六)その他」³⁴⁹⁹参照)。

他に文例不備もしくは缺落によって、「示・乞」者か被徵收者か不詳のものに、「²⁹⁸³替¹⁴³⁴」「²⁹⁸³杏¹⁴⁵⁹」「易³³²⁸」「小³³²⁹臣⁰⁶⁵¹」などがある。³⁵⁰⁰以上、「示」者・「乞(示)」者などを介して貢納する者、すなわち被徵收者について取りあげた。このうち、「允⁰⁰¹⁸」は「乞」者の立場のこともあり、「缶⁰⁷³⁰」は時代が下るが「小臣」としてみえ、「⁰⁷⁵⁷」と「¹¹⁸⁸」は「示」者の立場のこともあり、「古²⁹³²」は「示」者の立場のこともあるとともに貞人例もみえ、「²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」は「示」者・「乞」者・「乞示」者の刻辭例もみられた。これらから、被徵收者として定まった身分あるいは立場というものはないらしい。換言すれば、ヒエラルヒーの一階級として位置づけられるといった性格のものではなく、時と事情によって徵收者と被徵收者のいずれの立場でもとりうる、

ということらしい。

(二) 建造物からの「貢納」

龜材貢納關連では、すでに場所あるいは建造物らしい文字を指摘しておいたが、骨材の貢納に關連しても、この可能性の高い文字がみられる。「宣^(註95)」と「^(註96)」は、貢納者すなわち被徵收者として一旦取りあげておいたが、建造物もしくは場所の可能性がある。

「宣^(註95)」について、具體例は「自宣己未²⁹⁸³貢²⁹⁸⁴禮²⁹⁸⁵示⁰⁵⁰¹一屯²⁹⁸⁴穀²⁹⁸⁵」(合集一七五^(註97))である。「文字集」¹¹⁸では、字形とト辭例(「王饗于宣(屯南)四七〇」)および文脈から建築物とした。この刻辭は、「宣」より受けた骨材一對を、「己未」の日に「弔禮」が「示」という形でト占用に貢納し、ト府の「穀」が受納し、署名したことを記す。想像を逞しくすれば、「屯南」四七〇のト辭内容に「宣」が饗宴の場所をあらわしているところから、饗宴に用いられた牛の骨が、「示」者としての「弔禮」の手を経て「ト府」に入ったとも考えられるし、あるいは、「宣」が骨材の修祓か何かに關連する施設とも考えられる。「^(註98)」については、「^(註99)」の異體字もしくは省略形とすれば、宗廟の可能性があるとした。

なお、歴組に屬する刻辭にも場所(建造物)の可能性のある文字があり、これらについては次項で取りあげたい。

(四) 歴組の「特殊記事刻辭」

歴組に屬するとされる刻辭にも「特殊記事刻辭」がみられる。

そもそも、ここでいう「特殊記事刻辭」は、胡厚宣氏が「武丁時五種記事刻辭」と題し、武丁時代に特有のものとし、また陳夢家氏が「武丁特殊記事刻辭」と題し、武丁時代に盛行したものとしている刻辭のことであり、本稿の検討対象としてきたものである。^(註97)「武丁時代に盛行」したとする陳夢家氏は、後世の第四期(武乙時代)の骨面刻辭にもみられるし、貞人「歴」のみえる一群のト辭、いわゆる歴組ト辭のみえる骨面に刻まれたものを指摘した。この陳氏の歴組の時代區分には異論がある。第一期もしくは第二期に溯らせる説があり、

現在も第四期説との兩派に分かれ。かつて、筆者は復古説の始まりである董作賓『甲骨文斷代研究例』引用ト辭にまで戻り、そこで第四期に時代區分されたト辭の出土坑位と時代區分の諸説を検討し、歴組ト辭の第四期説についても白紙にもどすべきとした。^(註98)同様に、この「特殊記事刻辭」を第四期とし、復古的行爲と考えるのも、あまりに突發的すぎる感がある。

そこで、本稿では時代區分としては、武丁時代という立場をとることとして、歴組の「特殊記事刻辭」を次に検討したい。

歴組の骨面にみえる「特殊記事刻辭」の諸説のうち、時代が下るとする立場の説では、かなり異なる理解のなされるものもある。^(註99)武丁時代の用語とはかなり違った理解である。しかし、ここでは極力、武丁時代の文例と用語を參照して検討したい。

刻辭の文例として多數を占める形には「日付(干支) A乞骨若干B」と「日付(干支) A乞B骨若干」がある。從來の文例と大きな異同はないが、「骨若干」という表現は直接の形としては從來のそれにはみえない。しかしながら、「一骨」という表現は三例(「合集六八二」「合集一五七三四臼」「合集一七六二八」)みえる。^(註100)この「一骨」は「屯(一對一本)」の片割れの一本の意味で、一般には「半」で表現される。歴組の「骨若干」の若干には「一」「三」「六」「七」と奇數が多く、肩胛骨は一對であるから、「屯」という助數詞を省略して、骨一對、骨三對、骨六對、骨七對という意味で用いられた可能性もある。また、この形の文例のAとBは固定しており、Aが「^(註101)」、Bが「^(註102)」である。被徵收者のBである「匱」は、歴組以外にもみえる貢納者・仲介者であり、龜材ならびに骨材の貢納に關係し、貞人としてもみえ、「ト府」に出入りできる立場にあった。これに對して「乞」者であるAの「匱」は、歴組以外にみえない。

他の文例として「日付(干支) A乞骨若干自C B」がある。これは「自C」の部分のあるところが、通常の文例とは異なるし、歴組の右の文例とも異なる。具體的には「乙未²⁵⁴⁹乞骨六自³³¹⁰匱¹⁹²²(屯南三〇)一八」であり、AとBは先の文例と同様である。したがって、「自C」がこの歴組の刻辭の特色と考えられる。このCは「^(註103)」である。ちなみに、龜材の貢納のところであるが、「自C(乞)」の形で、場所(建造物)としての可能性のあるものとして指摘した文字に「^(註104)」と「^(註105)」があつた。^(註106)この二者は歴組刻辭にもみられる。

「乞骨若干自C」と「自C B」の形として兩者のCに「ヲ
若千自C」の形としておなじくCに「例3309」がみえる。Aは「冥」、Bは「匂」
で變化ない。すなわち、「ヲ3308」と「例3309」と「モ3310」の三者は同じ意味の文
字すなわち異體字で、場所（建造物）の可能性が高いということである。

また、他に「文字集」で「納入地」として指摘しておいたものに「1991年」があるが、二者とも「匁」が関係しており、歴組ト辭に属している。

「若干在C B」と「C B」の形で、具體例は「…五在^在2000匁1922（屯南四二四八）」と「^在1999匁1922（合集四六八五）」が該當する。また、龜材の納入地として「^在1996」があり、これと「^在」と「^龜」はいずれも一部が建造物の形であり、文字構成に共通するものがあり、異體字の可能性がある。龜骨納入に關係する施設で、しかも「匁」がかかわっていることになる。

要するに、歴組の刻辭で、納入事情もしくは經過を記す刻辭の検討から、場所（建造物）と「匁1922」が密接な関係にあり、龜骨の出納に深くかかわっていることが知られる。したがって、文例の「自C B」の形、例えば「自^モ
3310匁1922」の場合、「^モの匁より」納入するという意味になり、歴組の「特殊記事刻辭」の性格の一端として、ある建造物と骨材の出納に關係があるというこ
とはいえる。

(五) 小結

骨材貢納は、「示」者や「乞」者が中心であり責任ある立場にあつた。ただし徵收者（「示」者・「乞」者）と被徵收者の身分的差別があるという性格のものではなかつたらしい。

「示」者や「乞」者には、「王」や貞人、あるいは王朝の高位にある「子某」や「弔某」「侯某」、少數であるが、高官にある「小臣某」や「保某」および一定の政治勢力を有する者がいた。いずれも、各々の身分や役職から、朝廷あるいは大邑（殷墟）もしくは大邑に遠くない地域に在住していたはずである。このことは龜材がかなり廣範囲から貢納（「入」龜者などによる貢納）されるものであったことと異なる。

ところで、占いに使用される骨材は牛の肩胛骨がほとんどである。これを貢納のための材とするには、脱脂が必要とされる。肉を殺いだままだと長く臭氣

を發するからである。この脱脂作業が當時どのように行われたかは不明であるが、現在の安陽のレプリカ業者は、生の肩胛骨を湯に入れ、とろ火でゆっくり煮る方法をとる。煮過ぎても煮足らなくても良くない。煮過ぎると、骨がスカスカになり使い物にならないし、煮足らなければ十分な脱脂はできない。この火加減が難しい。脱脂が上手くゆくと、今度は新たに水に換え、適當に醤油を加え再び煮て、骨の色を舊のようにもどせば、材として出来上がると報告されている。註添供犧において、牛の肩胛骨付きの肉を鼎などで煮る場合、これらは自ラト占用骨材の素材として提供される可能性はある。

ちなみに、饗宴の開かれた建物（宣205）から「弔298禮050」によって一對の肩胛骨が「示」という形で納入された例（合集一七五一四）がみられた。ト辭に上せられる饗宴は、祭儀の一環の可能性が高い。とすれば、この一對の肩胛骨は、祭儀に供された牛のそれという可能性がある。すなわち、祭儀のあと、どのような形で持ち帰ったかは不明であるが、脱脂された状態か、あるいは肉付きのままか分からぬが、祭品が占いの材として整えられ貢納されたといふことも考えられる。牛を祭品とするか否かをうらなつた内容はト辭に多數みえる。

ト辭にみえる牛を祭品とする祭祀や祭儀に参列できた立場の者たちが、祭りのあと、肩胛骨を持ち歸ることがあつた、とすれば、骨材の貢納者の身分や地位、あるいは在住地は限定されるところとなり、本節の考察と符合する。

なお、ここで特筆しておくべきは「弔某」の多さにある。八一例中三三例を占める。「方國・諸侯」を背骨（バックボーン）とする「弔某」が、「示・乞」者として多大な役割を擔うことは、やはり出身の「方國・諸侯」の占いに對する信仰の強さもしくは神聖政治への支持を反映しているはずである。

占める。「方國・諸侯」を背骨（バックボーン）とする「弔某」が、「示・乞」者として多大な役割を擔うことは、やはり出身の「方國・諸侯」の占いに對する信仰の強さもしくは神聖政治への支持を反映しているはずである。

これに對して「子某」は極めて少數である。八「例中」一例しかみえない。これは「子某」が独自のト占機關を保有することが可能だったからとも考えられる。というのも、當時「王室」以外の貴族や平民たちも、それぞれの身分・權力・地位に應じた「占い」が行われていたからと推測されるからである。〔註〕前

要するに、「弔某」のかかわり方は、「王室」の占いに對する求心力の強さあるいは信頼の厚さを示しており、いわば「王室」の占いに「國際的」要素をみることができる。

こうした求心力あるいは信頼の強さは王朝の祭祀や祭儀に参画し、祭品を占いの材として提供することで、ますます強度なっていったにちがいない。

三、署名者

占斷という形で「公」の政策に聖斷を下すための、神聖な龜版や骨版の納入には、ある種の手續きがあった。納入場所は「ト府」あるいは、これに準ずる王朝の機關が想定される。

「ト府」に納入時、何時、何れの者から誰の手を経て納入されたのか、さらに何者によって受納されたかを記す必要が、原則上あつたらしい。この受納の確認には、「署名」すなわち受納者の名前を刻むことになつていて。

署名者には、確實なものはつぎの一六者である。

〔眾0647〕「耳0680」「聯0682」「品0748」「昔0793」「韋0826」「爭1045」「岳1221」「河1328」「犬1585」「賀2065」「内2132」「丁2179」「骨2240」「豆2285」「貢2287」「永2309」「辰2310」「般2561」「設2864」「工2905」「中2924」「古2932」「穀2984」「允3150」「茲3173」「小3329」「穀3343」「設2985」

龜材と骨材の双方に署名してあるものが九者、龜材のみが一者、骨材のみが一六者、この一六者は、半數が一例のみである。受納の印（しるし）は骨材の方が、龜材に比して厳格であった。具體例はつぎの通りである。

《署名・龜材骨材共通（九者）》

①「耳0680」

甲橋一例・骨臼三例、都合四例。貞人（第一期）例がみえる。

②「韋0826」

甲橋二例・背甲一例・骨臼二例、都合五例。^{〔註13〕}貞人（第一期）例がみえる。

③「爭1045」

甲橋二二例・背甲一例・骨臼一二例、都合三三例。うち「史2933」との連記

例が一例（甲橋）ある。^{〔註14〕}貞人（第一期）例がみえる。

④「岳1221」

甲橋八例・骨臼四七例・龜骨不詳六例、都合八一例。うち「内2132」との連記

例が二例、「穀2984」「設2985」との連記例が一例ある。^{〔註15〕}貞人（第一期）例がみえる。

⑤「賀2065」

甲橋一例・骨臼三三例、都合四三例。うち「中2924」「古2925」との連記例がある。^{〔註16〕}貞人（第一期）例がみえる。

⑥「亘2285」

甲橋七例・骨臼一七例、都合二四例。^{〔註13〕}貞人（第一期）例がみえる。

⑦「設2864」

甲橋三六例・背甲一九例・骨臼一四例・龜骨不詳一例、都合六〇例。貞人（第一期）例がみえる。

⑧「穀2984」「設2985」

甲橋八例・骨臼三九例、都合四七例。うち「岳1221」「丁2179」「工2905」との連記例が各一例ある。貞人（第一期）例がみえる。

⑨「小3329」「穀2984」「設2985」

甲橋一例（署名後「示者」の調整を受けた例）・骨臼三四例、都合三五例。うち「内2132」との連記例が一例ある。^{〔註14〕}

⑩「骨2240」「2241」

甲橋一例。「文字集」¹³⁴では、「貯1923」と「骨」との龜材の署名者の連記例

として指摘したが、「骨」のみの單獨署名者らしい。具體例は「我2449來□貯1923骨（合集六五七一反二丙三〇三）」とあり（「文字集」¹³⁴参照）、張秉權氏

は「（1）我來□。（2）貯骨。」と釋文し解説はない（「丙編」考釋三〇三）。

「貯」は龜材貢納者（「入」者例が多數を占める）で二九例を數え（「文字集」¹³⁴参照）。

1923骨（合集六五七一反二丙三〇三）とあり（「文字集」¹³⁴参照）、張秉權氏は「（1）我來□。（2）貯骨。」と釋文し解説はない（「丙編」考釋三〇三）。

「貯」は龜材貢納者（「入」者例が多數を占める）で二九例を數え（「文字集」¹³⁴参照）。

1923骨（合集六五七一反二丙三〇三）とあり（「文字集」¹³⁴参照）、張秉權氏は「（1）我來□。（2）貯骨。」と釋文し解説はない（「丙編」考釋三〇三）。

「貯」は龜材貢納者（「入」者例が多數を占める）で二九例を數え（「文字集」¹³⁴参照）。

1923骨（合集六五七一反二丙三〇三）とあり（「文字集」¹³⁴参照）、張秉權氏は「（1）我來□。（2）貯骨。」と釋文し解説はない（「丙編」考釋三〇三）。

《署名・骨材のみ（一者）》

⑪「眾0647」「骨臼一例」

骨臼一例。

⑫「聯0682」

骨臼一例。

(13) 「品」⁰⁷⁴⁸
骨臼九例。^(註15) 貞人（第一期）例がみえる。(14) 「召」⁰⁷⁹³
骨臼一例。^{(品)0748} の異體字説あり。」(15) 「河」¹³²⁸
骨面一例。^(註17) 貞人（第四期）例がみえる。^(註18)(16) 「犬」¹⁵⁸⁵
骨面一例。^(註19) 貞人（第一期）例がみえる。^(註20)(17) 「内」²¹³²
骨面一例。^(註21) 貞人（第二期）例がみえる。^(註22)(18) 「丁」²¹⁷⁹
骨臼四例。うち「岳」¹²²¹との連記例が二例、「小」³³²⁹「収」²⁹⁸⁴「2985」との連記例が(19) 「宣」²²⁸⁷
一例ある。貞人（第一期）例がみえる。(20) 「永」²³¹⁰
骨臼一例。^(註23) 「収」²⁹⁸⁴「2985」との連記例である。貞人（第一期もしくは第四期）(21) 「簾」²⁵⁶¹
例がみえる。(22) 「工」²⁹⁰⁵
骨臼四例。貞人（第一期）例がみえる。(23) 「中」²⁹²⁴
骨臼一例。^(註24) 「収」²⁹⁸⁴「2985」との連記例である。(24) 「中」²⁹²⁵
骨臼三例。すべて連記例である。「小」³³²⁹「収」²⁹⁸⁴「2985」とが二例、「賓」²⁰⁶⁵とが(25) 「古」²⁹³²
一例ある。貞人（第一期もしくは第二期）例がみえる。(26) 「免」³¹⁵⁰
骨臼七例。うち、特殊例として「示」者と署名者が同じ例（合集一七八八〇）四〇六九二）が一例ある。貞人（第一期）例がみえる。

(27) 骨臼六例・骨面一例、都合七例。貞人（第一期）例がみえる。

(26) 「茲」³¹⁷³
骨面一例。

以上、署名者を龜骨材とのかかわりとともに取りあげたが、貞人との重複關係を整理すると、つぎのようになる。

龜骨共通の署名者で八者 (1)「耳」(2)「韋」(3)「爭」(4)「岳」^(註14) (5)「賓」(6)「巨」(7)「設」(8)「収」は第一期の貞人としてみえる。龜材の署名者（一者）は、(10)「骨」のみであるが、第二期の貞人としてみえる。署名例は一件のみである。骨材の署名者（一六者）のうち、確實な第一期の貞人は、(13)「品」(14)「召」(17)「内」(20)「永」(21)「簾」(24)「古」(25)「光」以上の七者。署名例は四九件みられる。また、他期の貞人や所屬時期に諸説ある貞人には、(15)「河」(16)「犬」(18)「丁」(23)「中」の四者がある。署名例は(23)「中」のみ三件あり、他の三者は一件にとどまる。なお、貞人としてみられない署名者には、(11)「眾」(12)「聯」(19)「宣」(22)「工」(26)「茲」の五者に限られ、署名例も一件のみである。

つぎに署名者と貞人、連名による署名などの検討から、署名者の種類あるいは立場の相違について検討したい。

そもそも、陳夢家氏は「ト人」と「ト官」とを區別するが、兩者の兼職あるいは異動はあつたとし、「簽署者（署名者）」が「ト人（貞人）」であることが多いところから、「ト人（貞人）」は「ト官」に包括してよいとする。この陳夢家説を参考にすると、貞人は「ト府」に屬し、したがつて貢納された龜骨材を受納することも職務にあつたと考えられる。ただ、「署名者」のなかで(4)「岳」「収」「設」「小収」の三者は、貞人としてのト問が少數で、「署名者」として多くみられるところから、龜骨材保管管理の専任と解せられる。とりわけ(8)「収」と(9)「小収」は、「子」と「小子」が身分を、「臣」と「小臣」が官名を表すのと同様に、固有名を指すのではない可能性がある。そこで、(8)「収」と(9)「小収」は、署名者として、「ト府」内の官名を意味すると解しておく。貢納された甲骨を「簽收」する「史官」とする(8)「収」についての許進雄説があるが、これに近い。

また、連名の署名という問題も指摘できる。

連記のある刻辭は、いずれも骨臼例であり、龜材にはみられないらしい。^(註12) 連記される署名者の組み合わせは、つぎの通りである。

〈1〉④「岳」⑧「収」の連記例（合集八八一〇臼）

刻辭は「丁丑^貳𠂔示一屯岳収」とある。

〈2〉⑯「内」と④「岳」の連記例（合集一七五六一・合集一七五六二）この組み合わせは二例あるが、いずれも「己未^貳示四屯岳内」という刻辭である。同時に入貢したもの、「四屯」すなわち四對八本の内の一本にちがいない。

〈3〉⑯「内」と⑨「小収」の連記例（合集九九七六反〔ニ臼〕）

刻辭は「壬申^貳喜示一屯小収内」とある。

〈4〉⑯「丁」と⑧「収」の連記例（合集一七六五五）

刻辭は「ニ示三ニ収丁」とある。

〈5〉⑯「工」と⑧「収」の連記例（合集一四四七四臼）

刻辭は「丁巳^邑示五屯工収」とある。

〈6〉⑯「中」と⑨「小収」の連記例（合集一五五〇八臼・合集一七五一〇臼）

この組み合わせは二例ある。刻辭は「甲子^貳婦示四屯小収中（合集一七五一〇臼）」と「乙丑^貳妾示一屯小収中（合集一七五〇八臼）」である。「甲子」「乙丑」と日付が連續しており、「示」者である「婦婦」と「妾妾」は同一人であるとの説に従うと、おそらくは續けて納入したものである。「甲子」に納入しようとした一對にクレームが付けられ、問題化したため連記の受納となり、翌日、問題處理した一對が納入された、というところであろうか。かなり厳密に受納は行われており、受納側の責任の所在も明らかにしておくことが要求されたらしい。

〈7〉⑯「中」と⑤「賓」の連記例（合集一五五二八臼）

刻辭は「庚^口帝晏示□〔屯〕賓中」とある。

以上の七組である。受納擔當専任の三者（④「岳」と⑧「収」と⑨「小収」）が連記の片割れであることが多く六組を數える。⑯「内」と⑯「中」は各々二例ずつある。

ちなみに雲夢から出土した秦律に倉律があり、そこには倉庫を封印する際に、複數が印を捺す「雜封」の規定がみられる。^{〔註12〕}倉庫内の物品が複數の者によって確認された印（しるし）として、間違いや不正のないように規定化されている。この倉庫規定に通じるもの、「嚴正」という思想が占いの材料保管にはみられ

る。

なお、受納し署名する者（「小収」）と「示」者（「^貳井」）との關係はやや複雑な場合があった。一旦、受納し署名した龜材が、「示」者によって貢納龜材の數がしばられる例がみられた。^{〔註13〕}また、「王」が「示」者との例（合集八七九七五臼）もあり、この場合は⑧「収」⑦「設」の連記とも解せられる。

四、おわりに

李雪山氏は貞人と封國の關係について、「ト辭貞人爲封國首領職掌占ト祭祀之官。關于貞人的性質、有以下幾種觀點、ト問命龜之人、占ト之人、史官、部族首領等說法、我們通過對十二名貞人材料的全面分析、我們有的來某一個民族、有自己的食地・封邑、常常向王納貢、率兵勤王、來朝爲官擔任貞人、其實質爲商王盡做臣^{〔註14〕}下的義務」とした。貞人は封國的首領である、というのである。これは「貞人が各部族首領であり、その占ト權力を利用して王朝の軍政を左右し、王權を制限する」という晁福林說を踏まえた說で、要約すれば「貞人は封國^{〔註15〕}の首領が來朝し占ト祭祀に責任を負い、同時に中央王朝で官となつた者」となる。検討對象となつた「十一名」の「貞人」とは、「〈1〉我²⁴⁹」「〈2〉設²⁸⁴」「〈3〉亘²²⁸⁵」「〈4〉行²²⁸⁹」「〈5〉永²³⁰⁹」「〈6〉邑⁰³⁰⁵」「〈7〉大⁰¹⁹⁷」「〈8〉𦥑²⁵⁶¹」「〈9〉𠙴¹⁹²²」「〈10〉古²⁹³²」「〈11〉何⁰⁰⁵⁶（合集二六九五三）」「〈12〉[†]（子）⁰⁹⁵²」である。

本論との關係、すなわちト占材料貢納との關係は次のようになる。

「〈1〉我」は龜材「入」「來」「氏」者としてみえる。

「〈2〉設」は龜材「被徵收」「署名」者、骨材「乞」「署名^⑦」者としてみえる。

「〈3〉亘」は龜材「入」「示」「署名」者、骨材「署名^⑥」者としてみえる。

「〈4〉行」は龜材「取」者としてみえる。

「〈5〉永」は龜材「入」者、骨材「署名^{②0}」者としてみえる。

「〈6〉邑」は龜材「氏」「示」者、骨材「示」者としてみえる。

「〈7〉大」は龜材「臣大」入「仲介か署名」者としてみえる。^{〔註13〕}

「〈8〉𦥑」は骨材「署名^{②1}」者としてみえる。

「〈9〉𠙴」は龜材「入」「來」「氏」者、骨材「被徵收」「乞」「乞示」「示」

者としてみえる。

「〈10〉古」は龜材「被徵收」「氏」者、骨材「被徵收」「示」「署名²⁴」者としてみえる。

「〈11〉何」（合集二六九五三）

「〔12〕 タ（子）」は龜材「入」者としてみえる。

このように「〔11〕何」を除いてすべての、當該の貞人がト占材料の貢納にかかわっている。(註四)

参考に貞人名と共通の貢納者を今一度、つぎにまとめてみたい。「入」龜者は、「(臣)0651」大0197「逆0270」「呻0380」「彘1604」「彘1922」「賓2065」「内213」「亘2285」「永2309」「我2310」「喜2799」「宁2856」「竹3097」「宍3375」「夕(文編0700)」「己(文編1686)」の六者を数え、「氏」龜者は、「邑0305」「彘1922」「我2449」「古2932」「伸3102」の五者、「取」龜者は、「行2289」「來1922」「彘1922」「我2449」「壹2797」の三者、「示」龜者は、「邑0305」「品0748」「出0805」「犬1585」「亘2285」「喜2799」「中2924」「中2925」の七者、その他の龜材貢納者は、「我2449」「設2864」「古2932」「状(新編1700)」の四者がみられた。骨材貢納者は、「立0213」「邑0305」「犬1585」「彘1922」「設2864」「中2924」「中2925」「古2932」「史2933」「竹3097」の九者がみられた。重複を省くと、都合「(臣)0651」大0197「立0213」「逆0270」「邑0305」「呻0380」「品0748」「出0805」「犬1585」「彘1604」「彘1922」「賓2065」「内2132」「亘2285」「行2289」「永2309」「我2449」「喜2799」「宁2856」「竹3097」「伸3102」「史2933」「竹3097」「伸3102」「爻(文編0700)」「宍3375」「己(文編1686)」「状(新編1700)」の二十九者となる。

そもそも、「王」と貞人は、王朝の政策や行事、あるいは「王」の行動を卜問し、占斷するのを常とした。占斷は「王」が、ト問は貞人が主體的にかかわっている。「ト問し、占斷する」行為の場所は、場合により、あるいは事情によって異なったと推定されるが^{註15}、このための下準備は、おそらく「ト府」もしくはこれに準じる場所で行われたはずである。「神」の真意を損なう事なく知るために、納入されたト占材料は受納者もしくは管理者によつて厳重に保管された。この「ト府」への直接の納入者には、龜材の場合、「入」者・「氏」者・「來」者・「示」者・被「乞」者（被徵收者）の可能性があるが、とりわけ「示」者

1 註 胡厚宣氏は、「入」「氏」「取」などの用語を「『某入若干』」一類」とし、この一類は骨臼・骨面刻辭にみえないとする（「武丁特殊記事刻辭」（『甲骨學商史論叢初集』第三冊、一九四四年）四九・六七葉）。また、陳夢家『殷虛卜辭綜述』（科學出版社、一九五六年）一七七頁参照。

本論における貢納制の考察は、ト占内容との関係にまでは論及できなかつたし、さらにト占にたいする信仰を軸とする神聖政治的秩序を秩序たらしめる要諦、「内服」「外服」など政治区域の問題、あるいは世俗政治との関係からの考察が、ト占制度解明の關連から必要であるが、これらは今後の課題としたい。

は貢納龜材の品質検査や數量調整をする立場にあり、「ト府」の役目の一端に類似する。骨材の場合は、「示」者・「乞」者・「乞示」者が、「ト府」への直接納入者である。これらの者は、「王」をはじめ、貞人や「子某」「弔某」、あるいは官名の冠せられた者たちであり、神聖政治に一定の勢力を有する者たちであった。とくに貞人と「弔某」あるいはこれらに準じる「封國」などの「地方勢力」が、神聖なト占材料の納入に深く關與し、ひいては「王朝」の政策の立案に直接かかわったり、影響を與えたということになる。

- 2 同右「武丁特殊記事刻辭」二二葉。
- 3 「甲一九一二」の屈萬里『殷墟文字甲編考釋』（中央研究院歷史語言研究所、一九六一年）にみえる。
- 4 張秉權『甲骨文與甲骨學』（國立編譯館、一九八八年）一九四頁。
- 5 「⁰⁸³⁰來癸酉（合集一三〇三反）」の「癸酉」について、「文字集」⁵⁷では納入した日付としたが、「來」と「癸」の間が離れており一文ではない可能性が高い。
- 6 「甲一三三九」の前掲『殷墟文字甲編考釋』にみえる。
- 7 石璋如編『小屯』遺址的發現與發掘・丁編〈甲骨坑層之一〉（中央研究院歷史語言研究所、一九八五年）七〇〇一頁。
- 8 「王室」以外へのト占材料の貢納については、拙論「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」（『郵政考古紀要』第三六號、一〇〇五年）参照。
- 9 拙論「殷王朝のト占制度概說（上）」（『金蘭短期大學研究誌』第三二號、二〇〇一年）七、八頁参照。
- 10 「文字集」參照。前掲「殷王朝のト占制度概說（上）」七〇八頁参照。
- 11 前掲「殷王朝のト占制度概說（上）」一〇頁参照。
- 12 骨材に未見の日付は、「甲戌」「庚辰」「丙午」「癸丑」「乙卯」「丙辰」「戊午」の七者であるが、このうち「庚辰」「丙辰」「戊午」の三者は龜材納入の場合にはみえる。また、前掲「武丁特殊記事刻辭」附表五（五種記事刻辭附加部分表）参照。
- 13 前掲「殷王朝のト占制度概說（上）」一六頁。
- 14 「文字集」⁸³では「大示（合集一七六一九）」の一例を「骨臼？」とし骨臼らしいとしたが、この拓片は京一〇二と同一片であり、甲橋刻辭である。「甲橋」に修正しておく。
- 15 王宇信・楊升南主編『甲骨學一百年』（社會科學文獻出版社、一九九九年）四五八頁。
- 16 貞人「中²⁹²⁴₂₉₂₅」についての第一期說は董作賓說（『甲骨學五十年』（藝文印書館、一九五五年）一一〇頁）、第二期說は島邦男說（『殷墟ト辭研究』（汲古書院、一九五八年）一三頁）などである。なお饒宗頤說（『殷代貞卜人物通考』（香港大學出版社、一九五九年）七八三頁）は第一・二期の「ト人」とする。
- 17 「中」銘は、侯家莊西北岡東區七組一〇二二號墓出土の爵形器（殷墟における『有功者』の墓（下））（『金蘭短期大學研究誌』第二八號、一九九七年）一〇六・二〇六頁）、殷墟西區六九九號墓出土の銅鏡（中國社會科學院考古研究所安陽工作隊「一九六九—一九七七年殷墟西區墓葬發掘報告」（『考古學報』一九七九年第一期）、郭家莊一六〇號墓出土の銅鏡（中國社會科學院考古研究所『安陽殷墟郭家莊商代墓葬』中國大百科全書出版社、一九九八年）にみえる。
- 18 「史²⁹³³」について、「文字集」の段階では、龜材の署名者として指摘したが、仲介者の可能性がある。甲橋刻辭にみえる一例を、「文字集」¹⁷⁷では「爭¹⁰⁴⁵」との連記例とし署名者とした。具體例は「²⁷¹⁶奠₂₉₃₃（右甲橋）史₁₀₄₅（左甲橋）」（合集九一七七反「丙一五八」）とあり、張秉權氏は「（4）史。（朱書）（5）爭。（6）奠○□○。（朱書）」とし解說はない（「丙一五八」の『（小屯）殷墟文字內編』（中央研究院歷史語言研究所、一九五七〇七二年）考釋）。右甲橋に「奠：」と朱書され、左甲橋の上方に「史」と朱書され、やや離れた下方に「爭」と刻字されている。「史」は他に骨材の「示」者例が一例あるのみである（「文字集」¹⁷⁷）。これに對して「爭」は、ほとんどが署名者例である（「文字集」⁶⁹）。「史」には官名あるいは貞人例もあるが、「爭」が第一期の貞人であり、「奠：史」が朱書されるのは異なり、一線を畫すらしく刻字されており、「爭」の單獨署名の可能性が高い。とすれば、「史」は仲介の可能性が高くなり、この觀點から「奠」の史料を勘案すると、「奠」は龜材の貢納者として多數例があり、中繼地を經る例が五例を數えるところから、「史」が仲介者として「奠」の龜材貢納とかかわった可能性がある。
- 19 第五期の貞人「立¹²¹³」について、董作賓說（前掲『甲骨學五十年』一六〇七頁）などを參照。なお、饒宗頤說（前掲『殷代貞卜人物通考』六三〇頁）は第一期からの「人」とする。
- 20 第二期の貞人「喜²⁹⁹」について、陳夢家說（前掲『殷虛ト辭綜述』一九〇三頁・二〇五頁）などを參照。
- 21 「文字集」¹⁸⁶では、「帚竹」の例として「合集一七五一〇」と「合集一七五〇八臼」を取りあげたが、「帚婦⁰⁴⁵³」と「帚妾⁰⁴⁵²」の間違いである。この刻辭二例は削除する。
- 22 貞人「竹³⁰⁷」についての第一・二期說は饒宗頤說（前掲『殷代貞卜人物通考』七七三・四頁）にみえ、第一期說は陳夢家說（前掲『殷虛ト辭綜述』一九〇九

○～三頁・二〇五頁) 參照。

23 「*子*」⁰⁹⁵²とは異なる。前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」五五頁、六三～四頁参照。

24 前掲『甲骨學一百年』四五一頁参照。

25 前掲『甲骨文與甲骨學』四二九頁。

26 貝塚茂樹・伊藤道治『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字(本文篇)』(京都大學人文科學研究所、一九六〇年)一六四頁。

27 丁山氏は「殷商氏族方國志」で、陪祭の典禮を根據に、「子央」は父が小乙、母が妣庚とする『甲骨文所見氏族及其制度』(科學出版社、一九五六六年)七五頁)。

28 前掲『甲骨學一百年』四四九頁。

29 前掲『甲骨學一百年』四四九～五一頁。

30 前掲「殷墟における『有功者』の墓(下)」一〇三頁参照。

31 鍾柏生『殷商ト辭地理論叢』(藝文印書館、一九八九年)三八四頁。

32 董作賓『*帝辛說*』(『安陽發掘報告』第四期、一九三三年)。

33 「*甲二六八五*」の前掲『殷墟文字甲編考釋』にみえる。

34 「後下二七・一〇」の池田末利『殷虛書契後編釋文稿』(一九六四年)参考。

35 徐中舒『甲骨文字典』(四川辭書出版社、一九八八年)一三一三頁ならびに張亞初「古文字分類考釋論稿」(『古文字研究』第一七輯)は異體字とする。

36 前掲「*帝辛說*」。
37 白川靜「殷代雄族考(其一・雀)」(『甲骨金文學論叢六集』一九五七年)二四頁。

38 前掲「*帝辛說*」。
39 同右。
40 「後下二九・一〇」の前掲『殷虛書契後編釋文稿』参照。

41 河南省信陽地區文管会・河南省羅山縣文化館「羅山天湖商周墓地」(『考古學報』一九八六年第二期)。

42 同字説は王獻唐説で『山東古國考』(齊魯書社、一九八三年)一三二一頁にみえる。また、「後上一三・一」「後下三三・一〇」「後下三七・五」の前掲『殷虛書契後編釋文稿』参照。

43 丁山『商周史料考證』(中華書局、一九八八年)一八七～八頁。

44 陳夢家氏は、武丁時代の「多方」の一つで殷とは敵對關係にあり、「羌方」と時により離合しているらしく、兩者は近い位置關係にあり、そして文獻から匈奴と關係のある「方」國とする(前掲『殷虛ト辭綜述』二八三頁)。

45 ト占地點のみえるト辭(合集三六九二六)は第五期に屬す。農業關係ト辭「ト古貞我在奠从龔¹⁸²⁸受年(合集九七七〇)」には、「奠」とのかかわりがみられる。

46 「王」關連は「合集三三一〇一」など、「*帝好*」關連は「合集七二八三」など、「師般」關連は「合集一〇三五」、また「師般」の意味については前掲『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字(本文篇)』一三三～三頁参照。「多射」關連は「英國一四三」、受年地は「合集九七七一」にみえる。

47 前掲『甲骨文字典』七〇三～五・一三一五～六頁。

48 『殷曆譜』(一九四五年、中央研究院歷史語言研究所專刊)下篇卷九「帝辛日譜」。

49 前掲『殷墟ト辭研究』三六一～三頁。なお、「帝辛十一年四月」とする董作賓説に對しては、島説は日付が同日あるいは連續と考えるト辭の相違から「帝辛十一年二月」としている(同三九八～九頁)。

50 前掲『殷虛ト辭綜述』三〇〇八頁。なお、「帝辛十一年四月」とする董作賓説に對しては、「殷曆」に符合させるために無理があるとし「正人方歷程」を作成し「十一祀二月」に修正している(同三〇三～四頁)。なお、陳秉新「殷虛征人方ト辭地名匯釋」(『文物研究』總第五期、一九八九年)参照。

51 この刻辭は「合集五四七八臼」にみえ、「辛」の釋文は『殷墟甲骨刻辭摸釋總集』(中華書局、一九八八年)に一應したがっておくが、他例がないので確證はない。

52 前掲『甲骨文字典』五一三頁。また、「*壹*²⁷⁹」と通用されるとする(同上)。

53 「我奠豐」については註73参照。

54 《貞人もしくは貞人に近い神聖政治勢力として中権にある者》の項参照。また註22参照。

55 なお骨臼刻辭に「*良*³²⁹⁹示：(懷八六〇臼)」とあるが、固有名のみなのが「*帝*」が缺落したものか不詳である。

56 「王」の行幸地としては「戊午ト旅貞王其步自ノ³³⁰⁰亡…十二月(合集二

五五七二」の例がある。

57 前掲『殷虛ト辭綜述』五〇四～七頁。なお、小臣に關する諸説ならびにより詳細な研究については木村秀海「甲骨文・金文の小臣について」（『人文論究』第五三卷第四號、二〇〇四年）参照。

58 「文字集」¹⁵⁷で「入」者とした「弔²⁶³⁰」について、丁山氏は「从」とする（前掲『甲骨文所見氏族及其制度』七三～四頁）。なお、丁山氏は小臣从の受封地は『山海經』海内北經の「從極之淵」に求め、從陂附近とする（同上）。

59 池田末利氏は「後下一三・一二」にみえる「又保」について、「保」は官名で「右保」ではないかとし（前掲『殷虛書契後編釋文稿』）、張亞初氏は「丙子保⁰⁰⁸⁵」³²⁹⁵示三屯（合集一七六三四）錄六四九との骨臼刻辭を取りあげ、干支と「示」の間は必ず「職官名」で、「保」は職官名とする（商代職官研究『古文字研究』一三、一九八六年）八三頁）。

60 白川静「羌族考」（『甲骨金文學論集（九）』一九五八年）。

61 前掲『殷虛ト辭綜述』二七六～八二頁。

62 吳澤『古代史』（棠棣出版社、一九五三年）二九六頁。

63 前掲「羌族考」また『甲骨金文學論集』（朋友書店、一九九六年再刊）六四六頁。

64 「子目」については、「合集一四〇三四正」などの例がある。「小目」の例は「京人九〇」にみえ、貝塚茂樹氏は「地名か、または狩獵に干與した殷の役人の職名かも知れない」とする（前掲『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字（本文篇）』五七四～五頁）。「方」國名については、「合集六九四六正」や「合集六一九四」などにみえる。田獵地については、松丸道雄「殷墟ト辭中の田獵地について」（『東洋文化研究所紀要』第三一冊）に詳しい。

65 前掲『殷商ト辭地理論叢』三六九頁。

66 田獵地については、前掲「殷墟ト辭中の田獵地について」に詳しい。

67 前掲『甲骨文字典』八三三頁参照。

68 前掲「殷王朝のト占制度概説（上）」一六頁。

69 同右二二～二三頁。

70 前掲『殷曆譜』下篇卷九「武丁日譜」。

71 陳夢家『殷虛ト辭綜述』三三一四頁。

72 前掲「商代職官研究」八六～七頁参照。

73 「奠」の概念に關連して、「苦方征我奠豐²⁸⁰⁷（合集六〇六八正）」の「我奠豐²⁸⁰⁷」は「我」の「奠」と「豐」なのか、「我」の「奠」の「豐」なのか、今後検討對象としたい。

74 「殷代雄族考（其一・鄭）」（『甲骨金文學論叢五集』一九五七年）。

75 前掲『殷商ト辭地理論叢』三五六頁。

76 「見」について、貝塚茂樹氏は人名で、「苦⁰⁷³⁸方」征伐や「鼎¹⁰³⁸」との關係から、「自（師）見」は殷の西北地方の軍司令官の名とする（前掲『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字（本文篇）』七四〇～一頁）。また、鍾柏生氏は「見方」の位置を「殷西」とする（前掲『殷商ト辭地理論叢』一九九〇～一〇〇〇頁）。

77 「文字集」⁵³に「⁰⁷⁵⁷示（京333）」を追加しておく。

78 註5参照。

79 前號・第一節「龜材の貢納」の「(六) その他」の遺漏例である。また「文字集」⁷²に「¹¹⁸⁸乞（京242）」の背甲例を追加しておく。

80 前掲『甲骨文所見氏族及其制度』七三～四頁。

81 「¹²⁸⁷陝」の諸説については、「後下一・五」「後下二・六・四」の前掲『殷虛書契後編釋文稿』参照。

82 前掲「殷墟ト辭中の田獵地について」七六頁。

83 異體字には三體掲げられているが、當該字體以外の一字體にそれぞれ受年ト辭（合集八一一正）¹「¹丙三二一」「合集九七九八」佚七三四」「合集九七九九」後下三四・二二）がある。

84 「文字集」¹⁶⁰では「壺」と釋文し、「²⁷³²」として取りあげたが、誤りであった。『殷墟甲骨刻辭類纂』（中華書局、一九八九年、略稱『類纂』）は「²⁷³」に分類する。『類纂²⁷³⁷』には釋文は掲げていないが、『甲骨文編（增訂本）』（中華書局、一九六五年、略稱『文編』）の「¹²⁵⁴」ならびに『新編甲骨文字形總表』（中文大學出版社、一〇〇一年、略稱『新編』）の「³⁰⁷¹」は當該文字を「壺」の異體字としているので、釋文はそのまま「壺」としておく。

85 前號・第一節「龜材の貢納」の「(六) その他」の遺漏例である。なお、「文字集」¹⁶⁷では「署名者」として掲げたが、削除する。理由は一例のみの甲橋刻辭（合集五一七）¹「¹甲二九八三」の署名者を屈萬里説にしたがい「¹壺²⁸²⁵」としたが、他例がないことと張秉權説が「賓²⁰⁶⁵」に釋していることから、張說

にしたがい變更しておく（前掲『甲橋刻辭探微』参照）。

86 「文字集」50では「缶乞」を「仲介『乞』」としたが、「A・自B乞」や

「A示・自B乞」の省略した形である「B乞」すなわち被徵收の可能性もある。

87 「小臣缶」は故宮博物院所蔵「小臣缶方鼎」（『三代』三・五三・一）の

銘文にみえ、李學勤氏はト辭（甲一八七七）を帝乙帝辛時代とし、これにみえる「侯缶」を「小臣缶」とした（「北京、遼寧出土銅器與周初的燕」『考古』一九七五年第五期）。

88 前掲『殷虛ト辭綜述』二九三～四頁。陳夢家氏は、「缶」の受年ト辭として「乙六四二三」を引用するが、『乙編』の寫眞に朱書がみえるが判讀はできない。

89 「文字集」⁵²では「岳0756乞」を「仲介『乞』」としたが、「A・自B乞」や「A示・自B乞」の省略した形である「B乞」すなわち被徵收の可能性もある。また、「文字集」に「允018乞自岳0756二十（合集九四三三リ京三〇五）」の骨面例を追加しておく。

90 「文字集」⁷²に甲橋例として二例あるが、いずれも「入」「示」などの用語がみえない。前號・第一節「龜材の貢納」の「(六)その他」の遺漏例である。

91 前掲『商周史料考證』一九六一八頁。

92 前號・第一節「龜材の貢納」の「(六)その他」の遺漏例である。

93 前掲『武丁時五種記事刻辭考』三六葉。

94 「易328」³³は龜材貢納者（「入」龜者）でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

95 前號・第一節「龜材の貢納」の「(八) 貢納中繼地、および貢納用語との關連について」参照。

96 同右。

97 「武丁時五種記事刻辭」は論文名、「武丁特殊記事刻辭」は前掲『殷虛ト辭綜述』第五章第二節名。

98 「（中國史研究小錄）一・二」董作賓『甲骨文斷代研究例』引用ト辭の出土坑位と時代區分について（上・下）（『金蘭短期大學研究誌』第三一・二四號、一九九二・一九九三年）。

99 前掲『甲骨學一百年史』二四七～八頁。

「文字集」¹⁷¹ならびに「文字集」20などで掲げた。

100 「文字集」¹⁴⁸参考。なお、「文字集」¹⁴⁸に「屯南三〇一八」の刻辭を重複して掲げている。刻辭中、「邑」に誤って釋文した方を削除する。

101 前號「(八) 貢納中繼地、および貢納用語との關連について」参照。

102 前號「(八) 貢納中繼地、および貢納用語との關連について」参照。

103 「屯南四二四八」は「文字集」¹⁰⁴では取りあげなかつた。しかしながら、「屯南三〇一八」の文例との相似から貢納關係として可能性が高いと判断し「文字集」²³⁹に掲げ、「合集四六八五」は「文字集」²³⁸に掲げた。

104 「文字集」²³⁷。前號「(八) 貢納中繼地、および貢納用語との關連について」には遺漏した。

105 前掲『甲骨學一百年史』二三三六頁。

106 前掲『甲骨文與甲骨學』三八九～九一頁。

107 前掲『殷王朝のト占制度概說（上）』四頁参考。前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」参照。

108 「文字集」⁵⁶に遺漏があり、「…壽2983井2859韋（合集一七四九三二乙五一八一）」の背甲刻辭例ならびに異例であるが「韋壽2983井2859（合集八八三七反）」の甲橋刻辭の一例を追加しておく。

109 侯家莊西北岡東區第六組一七六八號墓ならびに一七六九號墓出土の辭などに「圍」銘がみえ、「圍」は「韋」に通用するとの説がある（前掲「殷墟における『有功者』の墓（下）」一〇二～三頁参考）。

110 「文字集」⁶⁹に遺漏があり、「般3129入十爭（合集六四七八反＝丙三一四）」と「奠2716：〈右甲橋〉史2933爭〈左甲橋〉（合集九一七七反＝丙一五八）」の甲橋刻辭二例と「子0580商2146入一爭（合集九二一八）」の背甲刻辭例の一例を追加しておく。

111 甲橋刻辭八例ならびに龜骨不詳六例は、多くが「岳」の字のみで貢納者の可能性も絶無ではないが、他例から署名者と推測しておく。「文字集」⁷⁴に遺漏があり、「橐3187廬2208岳（合集一五六九七反）」の甲橋刻辭例と「己丑史2933示三屯岳（合集七三八一曰＝粹一五〇六乙＝胡四五三）」の骨臼刻辭例の二例を追加しておく。また、刻辭部位不詳とした「岳（合集四九六九）」は、甲橋刻辭例とし「岳（合集四九六九＝京四三）」と補足しておく。

112 「文字集」¹²⁰に遺漏があり、「二十十賓（合集一四八八九反＝京四一）」の甲橋刻辭一例と「甲午古2932示十屯坐半賓（胡四五五〇）」「壽2983口示一屯賓（合集六

七九曰＝胡三八七＝珠三四一臼＝書博三」」「貯²⁹⁸³良³²⁹⁹示□屯賓（合集一七五）八＝董三二＝胡三七四＝龜一・一八・一〇」の骨臼刻辭三例の四例を追加しておぐ。また、「文字集」¹⁶⁷の「□來三百²⁸²⁵」（合集五二七反）＝甲二九八三」では、龜材の署名者として「²⁸²⁵」を取りあげたが、「賓²⁰⁶⁵」の誤讀らしい。

刻辭部位が甲橋であるところから署名者らしいが、釋文は拓本からは確認できない。「²⁸²⁵」は屈萬里説（「甲二九八三」の前掲『殷虛文字甲編考釋』）にしたがって釋文したが、張秉權説は「賓²⁰⁶⁵」とした（「甲橋刻辭探微」（『漢學研究』第二卷第二期、一九八四年）四九〇頁）。「²⁸²⁵」「賓」のいずれも貞人であり、双方が署名者としての可能性はあるが、「²⁸²⁵」は「入」者や「示」者としてみえ（「文字集」¹⁶⁷）、「賓」はほとんどが署名者例であるところから（「文字集」¹²⁰）、「賓」の方がより可能性が高く、いこでは「賓」を署名者としておく。

113 「文字集」¹³⁵に遺漏があり、「[自] 古²⁹³²乞²⁷」（合集一三七一）反＝胡一〇五＝甲二〇四一）「宋²⁰⁴⁸古²⁹³²亘（合集三八〇八反＝京二八）の甲橋刻辭二例と「庚寅²⁹⁸³女⁰⁴²²示三屯亘（合集四〇六八一＝胡三九〇＝七下一二）」「²⁹⁸³娘⁰⁵²¹示七屯亘（懷九六六C）」の骨臼刻辭三例の都合五例を追加しておく。

114 「文字集」¹⁸¹・²¹¹に遺漏があり、「壬申²⁹⁸³喜²⁷⁹示一屯小収内²¹²⁷」（合集九九七六反＝臼）」の骨臼刻辭一例を追加しておく。

115 「文字集」²²⁶では「署名者？」としたが、「？」を除き「署名者」として扱っておく。

116 「文字集」⁵¹に遺漏があり、「乙亥乞自¹¹⁸⁸十屯作³²²⁷品（英國五九三臼）」〔品は倒刻例〕の骨臼刻辭例を追加しておく。

117 この一例は倒刻例である。

118 貞人「河¹³²⁸」としての第四期説は前掲『殷墟ト辭研究』二〇～一頁にみえる。

119 貞人「犬¹⁵⁸⁵」としての第二期説は前掲『甲骨學五十年』一一一頁にみえる。

120 貞人「丁²¹⁷⁹」としての第一期説は前掲『殷虛ト辭綜述』一〇五頁にみえる、第四期説は前掲『殷墟ト辭研究』三〇～一頁にみえる。

121 「工²⁹⁰⁵」には他に「邑⁰³⁰⁵邑來：工（合集九一〇六反）」の例があるが、前後缺落があり、骨面か龜材か不明である。

122 甲橋刻辭に仲介者か署名者か判断しがたい例（合集四九〇九反）がみえる

が、甲橋の他例は「示」者の一例のみなので、龜材の署名者とは判斷しないでおく。

123 註16参照。

124 貞人例は「癸酉ト岳貞²⁷來自西八月（合集七一〇二正）」の一例のみである。

125 前掲『殷虛ト辭綜述』一七八頁。陳氏の「ト人」とは貞人のことであり、「ト官」には「入者」「被乞者」「示者」「乞者」「簽署者」の五種があるとする。

126 前掲『殷虛ト辭綜述』一八一頁。

127 許進雄説は『明義士收藏甲骨釋文篇（The Menzies Collection of Shang Dynasty Oracle Bones, 2 Vols.）』（The Royal Ontario Museum. 一九七七）

128 「文字集」には甲橋刻辭の一例（「貯¹⁹²³」と「骨²²⁴⁰²²⁴¹」、「史²⁹³³」と「爭¹⁰⁴⁵」）を指摘したが、他例などの検討から、二例は「骨²²⁴⁰²²⁴¹」と「爭¹⁰⁴⁵」の各々單獨署名という結論となった。

129 『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九七七年）の秦律十八種の一簡（倉律）にみえる。

130 「懷五二b」の刻辭例にみえる。前掲「ト臼用龜骨の貢納制概略（上）」二〇〇頁。

131 李雪山『商代分封制度研究』（中國社會科學出版社、一九〇〇四年）三一〇一頁。

132 同右『商代分封制度研究』六〇頁。なお、李雪山氏は貞人の「性質」の諸説には（一）「ト問命龜之人」（董作賓説）、（二）「占ト之人」（郭沫若説・陳夢家説）、（三）「史官」（董作賓説）、（四）「貞人名は、諸子諸婦および地名によく共通する」（饒宗頤説）、（五）「貞人名は、方國名・邦邑名と侯伯名に同じである」（張秉權説）と本文で指摘した晁福林説を第六説として紹介する。

133 「文字集」⁶に遺漏があり、「自橐³¹⁸⁷十大（合集九四一〇＝後下二三・一四）」の甲橋もしくは背甲刻辭例を追加しておく。

134 屈萬里氏は「〈11〉何⁰⁰⁵⁶」の異體字が「𠙴⁰⁴²⁶」とする（「甲二六八五」の前掲『殷虛文字甲編考釋』）。屈説にしたがえば、李雪山が検討対象とした「十二名」の貞人すべてがト臼材料貢納に關係していることになる。

135 「ト」の場所について、ト辭には田獵先や行軍途上や行幸地、あるいは

「大宗」などでみられる。後世の文献史料には廟などでの例があるが、これ
ト占地點に關するまとめは今後の課題としたい。

¹³⁶ 「王」には貞人としての立場もありうるから、この場合は、「王」が立案
と決定の權限をもつことになる。

¹³⁷ 貢納者がどのようなト辭に上せられているか、などの考察を予定している。

《略稱》

○甲骨文字

(文字番號のみ)／殷墟甲骨刻辭類纂(姚孝遂主編)／一九八九年
文編／甲骨文編(增訂本)(中國科學院考古研究所編)／一九六五年
新編／新編甲骨文字形總表(沈建華等編著)／二〇〇一年

○卜辭拓片

前／殷虛書契前編(羅振玉編著)／一九一二年
後／殷虛書契後編(羅振玉編著)／一九一六年
龜／龜甲獸骨文字(林泰輔編著)／一九二一年

佚／殷契佚存(商承祚編著)／一九三三年

董／董作賓「帝矛說」「安陽發掘報告」一所收／一九三三年

錄／甲骨文錄(孫海波編著)／一九三七年

粹／殷契粹編(郭沫若編著)／一九三七年

七／甲骨卜辭七集(方法斂・白瑞華編著)／一九三八年

珠／殷契遺珠(金祖同著)／一九三九年

胡／胡厚宣「武丁時五種記事刻辭考」「甲骨學商史論叢初集」所收／一九四四年

甲／小屯・殷墟文字甲編(董作賓編著)／一九四八年

乙／小屯・殷墟文字乙編(董作賓編著)／一九四八～五三年(初版)、一九四九年(二版)

南／戰後南北所見新獲甲骨集(胡厚宣編著)／一九五一年

京／戰後京津新獲甲骨集(胡厚宣編著)／一九五四年

丙／小屯・殷墟文字丙編(張秉權著)／一九五七～七二年

書博／青木木菟哉「書道博物館所藏甲骨文字」『甲骨學』六～一〇所載／

一九五八～六四年

京人／京都大學人文科學研究所藏甲骨文字(圖版篇)(貝塚茂樹輯著)／

一九五九年

合集／甲骨文合集(郭沫若主編)／一九七八～八二年

懷／懷特氏等收藏甲骨集(許進雄編著)／一九七九年

屯南／小屯南地甲骨(上冊)(中國社會科學院考古研究所編)／一九八〇年

英國／英國所藏甲骨集(上編)(李學勤等編著)／一九八五年

○文献・その他

『三代』／三代吉金文存(羅振玉編)／一九三六年

『丙編』／小屯・殷墟文字丙編(張秉權著)／一九五七～七二年

『乙編』／小屯・殷墟文字乙編(董作賓編著)／一九四八～五三年(初版)、一九九四年(二版)

『類纂』／殷墟甲骨刻辭類纂(姚孝遂主編)／一九八九年

「文字集」／「記事刻辭にみえる固有名關連文字集」(「殷王朝のト占制度概說(中)(中²)」『金蘭短期大學研究誌』第三三・三四號所載)／一〇〇一～二〇〇三年